#### 品川区重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

令和6年4月1日 区長決定 要綱第168号 令和7年4月1日 区長決定 要綱第172号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第123号。以下「法」という。)第77条に規定する地域生活支援事業の雇用施 策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(以下「本事業」という。)を実施する ことで重度障害者等に対する就労機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 重度障害者等 法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護または同条第5項に規定する行動援護(以下「重度訪問介護等」という。)の支給決定を品川区から受けている者をいう。
  - (2) 民間企業で雇用される者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号) 第49条第1項に規定する事業主に雇用されているものをいう。
  - (3) 自営業者 個人事業の開業届出を行っている者または法人の代表者等をいう。
  - (4) 就労支援事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を 受けている者のうち、重度訪問介護等の事業を行う事業者をいう。
  - (5) 支援計画書 重度障害者等の通勤及び職場等における支援に当たって民間企業または自営業者が主体となって、支援対象範囲を明確にし、必要な支援をとりまとめた計画書をいう。

(対象者)

- 第3条 対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する品川 区内に居住する重度障害者等とする。
  - (1) 民間企業で雇用される者であって、就労する時間が1週間のうち10時間以上であるもの。ただし、1週間の所定労働時間が10時間未満であっても、当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できる者のうち、就労の継続および所得の向上が見込まれるために本事業の実施の必要性が認められるものを含む。
  - (2) 自営業者であって、就労する時間が1週間のうち10時間以上であって、当該自営業に従事することにより、当該対象者の所得向上が見込まれると認められるもの。

(就労支援範囲)

第4条 本事業の対象となる就労支援の範囲は、職場等における就労支援および通勤支援 (以下「就労支援」という。)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分(時間)をいう。以下同じ。)とする。ただし、第3条第1号に規定する対象者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号または第5号に規定する助成金(以下「助成金」という。)を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業および関係者による支援計画書において認められた部分(時間)とする。(対象となる就労支援内容)

- 第5条 本事業の支援内容は、対象者が就労をするに当たり必要な重度訪問介護等に相当 する支援のうち、次に掲げるものとする。
  - (1) 排せつ、食事、通勤・外出及び代筆・代読等のコミュニケーション等の支援
  - (2) 前号に掲げるもののほか、助成金の支給対象外となる喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援

#### (利用時間)

第6条 通勤支援の利用時間については、居住地から職場まで公共交通機関等を用いて移動する場合に要する時間を原則とし、職場等における支援の利用時間については、1日に8時間、かつ1週間に40時間の範囲において、品川区長(以下「区長」という。)が必要と認める時間とする。

#### (利用申請)

- 第7条 本事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、品川区重度障害者等 就労支援特別事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(第1号様式)に次に掲 げる書類を添えて区長に申請しなければならない。
  - (1) 支援計画書(第2号様式)
  - (2) 民間企業で雇用されていることを証する書類の写し(民間企業で雇用される者が申請する場合に限る。)
  - (3) 自営業者であることを証する書類の写し(自営業者が申請する場合に限る。)
  - (4) 対象者が品川区の重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し

#### (利用決定)

- 第8条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、本事業の利用 を決定したときは、品川区重度障害者等就労支援特別事業利用決定通知書(第3号様式) により当該申請者に通知する。
- 2 利用期間は、前項の規定による本事業の利用決定をした日から起算して重度訪問介護等の支給決定の期間に合わせるものとする。
- 3 区長は、本事業の利用決定をしないこととしたときは、品川区重度障害者等就労支援特別事業利用申請却下決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知する。

(利用の変更申請等)

- 第9条 第8条第1項の規定により本事業の利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。) は、利用決定に係る事項について変更があったときは、品川区重度障害者等就労支援特別 事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(第5号様式)により区長に 申請するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、品川区重度障害者等就労支援特別事業利用変更決定通知書(第6号様式)により当該利用者に通知する。

(利用の取消し)

- 第10条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、第<u>8</u>条第 1項に規定する利用の決定を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により利用の決定を受けたとき。
  - (2) 本事業の対象者でなくなったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不適当と認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、その理由を付して、品川区 重度障害者等就労支援特別事業利用決定取消通知書(第7号様式)により、当該利用者に 通知するものとする。

(利用契約)

第 11 条 利用者は、重度訪問介護等を受けるために利用する就労支援事業者に対し、直接 利用の依頼を行うものとし、当該就労支援事業者との間で就労支援の利用についての契 約を締結した上で、利用するものとする。

(事業の費用等)

- 第12条 事業の対象となる費用(以下「事業費」という。)は、別表1に定める重度訪問介護等の種類に応じた単位数に、報酬告示に基づく厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)に定める単価を乗じて得た額とし、区長は、その事業費について就労支援費を支給する。
- 2 就労支援費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得 た額とする。
- (1) 第12条第1項に規定する事業の額
- (2) 第14条第1項に規定する利用者負担額

(支援計画書作成費)

- 第13条 区長は、支援計画書作成にあたり、利用者から申請があった指定特定相談支援事業所等と委託契約を締結する。
- 2 支援計画書作成費は、第7条第1号に規定する支援計画書を利用者から希望があって 指定特定相談支援事業所等が作成したことにつき、別表2に定める額とする。

(利用者負担額)

- 第 14 条 利用者負担額は、事業の対象となる費用に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。 ただし、支援計画書作成費に要する経費については、利用者負担は要しない。
- 2 前項に規定する利用者負担額は、就労支援事業者が利用者から受領するものとする。 (就労支援費の支給)
- 第15条 利用者は、就労支援事業者から就労支援サービスの提供を受けたときは、委任状に基づき、当該事業者に就労支援費の請求および受領の権限を委任するものとする。
- 2 前項の規定により、就労支援費の支払いを受ける契約事業者は、当該支払いを受けるにあたって、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。
- (1) 品川区重度障害者等就労支援特別事業提供実績記録票(重度訪問介護のみ)(第8号様式)
- (2) 品川区重度障害者等就労支援特別事業提供実績記録票(同行援護のみ)(第9号様式)
- (3) 品川区重度障害者等就労支援特別事業提供実績記録票(行動援護のみ)(第10号様式)
- (4) 品川区重度障害者等就労支援特別事業費請求書(第11号様式)
- (5) 品川区重度障害者等就労支援特別事業費明細書(第12号様式)
- (6) 委任状(第13号様式)
- 3 区長は、前項の規定による書類の提出があった場合は、その内容を審査し、当該請求が 適当であると認めるときは、当該契約事業者に当該就労支援を提供した月の翌々月末ま でに就労支援費を支払うものとする。

(報告等)

第16条 区長は、本事業に関して必要があるときは、利用者または契約事業者に対して事業に係る報告および書類の提示を命じ、または契約事業者の事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

(費用の返還)

第17条 区長は、利用者または契約事業者が、虚偽その他の不正な手段により就労支援費の支給を受けた場合は、当該利用者または契約事業者から就労支援費に相当する額の全部又は一部について返還を請求するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

#### 別表1 (第12条関係)

重度訪問介護等の単位数

種類

重度訪問介護	報酬告示別表第2の1のイに規定する重度訪問介護サービス費の
	単位
同行援護	報酬告示別表第3の1に規定する同行援護サービス費の単位
行動援護	報酬告示別表第4の1に規定する同行援護サービス費の単位

# 別表 2 (第 13 条関係)

支援計画書作成費	新規: 16,000円
	更新: 8,000円

年

月

日

## 品川区長 あて

フリガナ

氏名

申

品川区重度障害者等就労支援特別事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

品川区重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり重度障害者等 就労支援特別事業の利用を申請します。

障害福祉サービス

受給者番号

生年月日

請者	八工								生	牛月	╛		1	<del>F</del>	月	Ħ
者	居住	地	Ŧ					•		電話(日中	番号 連絡先)					
	障害者 帳番号		(	種	級)	愛の 番·		(	種	度)		害者保健手帳番号		(		級)
他サ	障領	害福祉	<u> </u>	障害支	援区分	1	2	3 4	1 5	6	区分な	l				
ービ	関係:	ナービ	`ス	種	類	重度	訪問	介護	同名	<b></b>	行	動援護				
スの利用状	重度記			支給決定	定時間	(重	度訪	時間 問介護		うち	移動加算	草:月		時	間)	
状況	<b>寺</b> 利	用状剂	兀	支給決定	定期間		年	J	1	日~	- :	年	月		日	
		会社	上名													
申請	就労状況	会社	上住	所												
・内容・減	状   況 	業務	5内:	容							連絡先	ì				
免の種類	減免の種類	利□□□□	— 但	音負担額 一 般 氐所得 上活保護	(特別 (特別	- る所作 J区民利 J区民利	说課税	世帯)								
の関	青者と 関係	□♯	詩	者本人 者本人! 荒柄	)	氏名 (申請者 記入不	要)	所 場合、	氏名 〒 電話							
コ和川	用者負:	扫額?	成絮	免除	等の申	請にあ	たり	利用	者本り	、また	は同一#	井帯員の	特別[	マ民和	说情報	日を確

認することに同意し、証明書類提出を省略します。また事業の給付についてサービスを提供する 事業者へ代理受領させることに同意します。

# 支援計画書

第2号様式(第7条関係)

支援を利用する	对象者					
(フリガナ)				住	所	
氏名		〒 -				
就業形態	民間企業等で雇用 ・ 自営業に従事	(どちらかに〇)	就業開始	始(予定)年月日	年	月
主たる障害の種類	身体・知的・精神(級・度)	障害状	:況		•	
障害福祉サービ	ブス 重度訪問介護 / 同行援護 / 行動援護	雙 <b>支給決定区</b>	市町村			
ービス提供事業	<b>美</b> 所	特定相談支持	爰事業所			
支援が必要な介助	b等					
	_					
巤場環境等						
フリガナ		フリガナ				
事業所名		所 在 地				
所定労働日	月/火/水/木/金/土/日	/ 不定期(週 日勤	務) 原	所定労 <b>働</b> 時間		
勤務場所	自宅内 / 会社内 / 自宅と会社両方 /	その他(	)	休憩時間		
業務内容	パソコン等を使ったデスクワーク / 軽化	作業等の労務 / そ	の他			
業務内容詳細						
必要な機器等						
通勤の有無	有・無(毎日・週 回・月 回)	経路				
勤務時間中の 移動	職場内の移動 有 ・ 無 職場外の移動 有 ・	無			所要時間(片道)	分
執務環境 (会社内)	車いすトイレ 有 / 無 ・手すり 有 / 無	・エレベーター 有 /	′ 無 ·入	口から執務スペー	ースまでの段差 有 / 無	
休憩スペース 有	 	視覚障害者用誘導用ブ	ロック 有 .	/ 無 ·支援者	等の部外者の執務同席 可	/ 不可
執務環境						
(自宅・その他)						
ミュニケーションの 手段	直接口頭 / 電話 / メール / 手話 /	/ 筆談 / 点字資料 /	音声ソフト	活用 / TV電記	舌 / その他(	)
雇用管理上 の担当者名		安全衛生面 の担当者名				
			4			

(3)必要な支援内容

職場			対象	者の標準的な業務の	の流れと、勤務に	こ対応した職場	分助者の介助内容	
等	時刻の目安	業務内容		介助内容			(A)助成金の対象となる支援時間の目安	(B)その他必要な支援時間の目安
における支援	始業(:)							
援								
	終業 (:)							
						計時間(1日)	となる支援時間の目安 分程度	
	(B)その他 <sub>必</sub>	 公要な支援						
		助が必要な場面		○ 姿勢の調整	有 / 無	○ 喀痰吸引	有 / 無	
	Oトイレク	介助有	/ 無	〇 給水	有 / 無	〇 体位交換	有 / 無	
	○食事分	) 助 有	/ 無	○ 衣服着脱	有 / 無	0	有 / 無	
						(B)その他必 合計時間(1	要な支援時間の目安日)	分程度
						(A)+(B)(注	:所定労働時間を超えない範	囲で記載)
						合計時間(1	<u> </u>	分程度
(支:	<b>愋対象障害者</b> 0	0週所定労働時間	が10時間未	등満(予定)の場合)年	度末までの所定	労働時間引き上	げ計画	

通勤支	通勤支援実施年月日	年	月日~	~	年 月 日(終了	7日が当該申	請年度を超え	たる場合は当該申記	青年度の3月31日ま	で)
支援	通勤支援が必要な日	月 /	火 /	水 /	/ 木 / 金 /	土 /	日 / 不定	至期(月 F	1)	
	支援の必要性	全介助 · -	部介助 •	見守りの	のみ (計画作成時点)	こおいて必要	要な支援に(	)をつける)		
	通勤時間帯(開始時	間~終了時間	1) 介	助及び	「見守りが必要な場所(	※一部介助	<ul><li>見守りのみ</li></ul>	を選択した場合	に記載)	
	時	時								
	<del></del>	時	_							
	時	時								
<u> </u>										
					支援計画書作成	年月日	令和	年	月	目
				L						
• /	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				場介助助成金及び重度訪問介護 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			え金を利用する場合にご	『確認下さい。)	
-			•••		いれば□にレ点を入れ			나 사사 나 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등	ب وطلوار من علادات	<del></del>
		5任地等のF	「町村等に	おいて	「雇用施策との連携	による重度	障害者等	就労支援特別-	事業」を実施して	ている。
-	友援対象障害者は、 ①[[展田施策との]	事嫌 に トス重	· 庇陪宝老鱼	24.44.2	支援特別事業」(本語	計画書の(*	3)B[その/	h 必要か去経 i	が必要な去	
Ш	•	_ • • • • • •			文仮れが事来」(本 な者)の対象者」(ご				か必要は有く	
					ごあんない9頁参照		× > //// C	<b>~</b>		
	③「常時雇用する労					11,20				
П	助成金の支給対象	措置は、次の	Oいずれかの	の措置	である。					
_	・支給対象障害者が	主体的に業務 行う業務を含	を遂行するだ む。障害特性	ために 生が理E	必要不可欠な、次の介 由で行うことが出来ない					
	イ PC等業務に要す	る機器による愉	青報アクセス・ブ	入力(文	・デザイン等の創案を除	く)・出力等に	孫る操作、書	<b>特類の頁めくり、文</b>	字盤・口文字等の影	党み取り
	口 代読・代筆(文・	デザイン等の	創案を除く)	、録音	図書の作成					
	ハ 書類等の整理									
	ニ 業務上の移動・	外出に係るた	添い(介助	者による	6自動車の運転を除く)					
	通勤支援は、公共な	を通機関を利	川用する通勤	動に対	するものである。	※「3か月	目までの支払	爰」が助成対象では	<b>う</b> る。	
	助成金は、事業主な	以、支援計画	i書のほか、	必要	<b>碁類をもって、別途</b> 申	け請する。				
市	町村等確認使用欄									
ì	連絡先(市町村名・担)	当部署等)								
IEI	ED確認使用欄								確認番号	
									作的省 夕	
į	連絡先(担当支部名等	<del>[</del> )								

〒 一 品川区				第3号様	式()	第8条関	係)
	様	お問い合せ先	〒 品川区				
			電話		第		号
				年	-1-	月	B

## 品川区重度障害者等就労支援特別事業利用決定通知書

品川区長

先に申請のありました重度障害者等就労支援特別事業の利用について、下記のとおり利用を 決定しましたので通知します。

記

				1	1			
   重度訪問介護等	口重度訪問介護			利用者				
	□同行援護			(保護者)	)			
の種類	口行動援護			氏名				
和田沙古				利用決定	2			
利用決定	年	月	日	に係る				
年月日 				児童氏名	I			
	口通勤支援		>	《2人介助	(あり・	なし)		
	利用時間:	時間/週	(	時間/月)				
利用時間・利用期間	間 利用期間:	年	月	日から	年	月	日	まで
および決定内容	□職場等にお	3ける支援	•	《2人介助	(あり・	なし)		
	利用時間:	時間/週	(	時間/月)				
	利用期間:	年	月	日から	年	月	日	まで
利用者負担額	利用金額の1	割(生活	保護世	世帯および特	寺別区民	税非課	税世帯	は無料)
	7.E		左σ	上限月額の	0	年	月	日から
利用者負担上限月額 	<b>摂</b>	円	適	用期間	引	年	月	日まで
特記事項			•					
	•							<u>_</u>

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、品川区を被告として(訴訟において品川区を 代表する者は品川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

ŗ			1		第4号様式	(第8条	関係)
	〒 - 品川区						
	<b></b>						
		様	お問い合せ先	=			
				〒 品川区			
L			Į	電話			
					, _		
	品川区重原	度障害者等就労支援特	寺別事業利用申請却	]下決定	通知書		
					第		号
					年	月	日
					品川	区長	
先に	申請のありました重	度障害者就労支援特	特別事業の利用につ	いて. 下	記の理由	により	却下す
_	に決定しましたので		722 722 7371 = 5	2, 1	10 ***	0 . ,	
			記				
							7
	却下の理由						
			t-				
	1分について不服がある場合 ることができます。	は、この処分があったことを	知った日の翌日から起算し	て3か月じ	人内に、品川区	.長に対し	で番査請
	1分については, 上記1の審査	<b></b> 査請求のほか, この処分があ	ったことを知った日の翌日	から起算し	て6か月以内	こ, 品川[	区を被告
として(	訴訟において品川区を代表	する者は品川区長となります	。),処分の取消しの訴えを	提起する	ことができます	。なお,」	L記1の
		- ツェッシュ スの中土寺	_b,1,				o / . 🗖 151

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過し

た後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

内に提起することができます。

品川区長 あて

フリガナ

品川区重度障害者等就労支援特別事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書 品川区重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり重度障 害者等就労支援事業の変更を申請します。

障害福祉サービス

受給者番号

申請者	氏名	-					生	年月日	1		4	年	月	日
者	居住	地						電話行 (日中	番号 連絡先)					
	本障害者 帳番号	. (	種	級)	愛の手帳 番号	(	種	度)		害者保健手帳番号	ŧ	(		級)
他サ	障領	<b>丰福祉</b>	障害支	援区分	1 2	3 4	l 5	6	区分な	l				
ービ	関係	サービス	種	類	重度訪問	介護	同行	亍援護	行動	動援護				
スの利用状		坊問介護	支給決	定時間	(重度訪問	時間 問介護	のみ、	うち	移動加算	章:月		時	間)	
状況	等利 	用状況	支給決	定期間	年	J	]	日~		年	月		日	
申請		会社名												
	就	会社信	主所											
(変更)・内容	就労状況	業務区	勺容						連絡先	<u>.</u>				
・減免の種類	減免の種類		者負担額 一 般 低所得 生活保護	(特別 (特別	「る所得区分 川区民税課税 川区民税非課	世帯)								
の	請者と 関係	□申i (	青者本人 青者本人! 続柄	)	申請書提出 氏名・住 (申請者本人の 記入不要)	所 場合、	氏名 〒 電話者							
コ和	用者自:	扫額減:	額 免除	筌の由	請にあたり.	利用	者本 人	またし	サ同一#	#帯員の!	特別	マ早れ	说情報	日を確

認することに同意し、証明書類提出を省略します。また事業の給付についてサービスを提供する 事業者へ代理受領させることに同意します。

〒 一 品川区		第6号	様式(第	9条関係)	
	様	お問い合せ先 〒 品川区 電話			
				第	号
			年	月	日
			品川区	長	

## 品川区重度障害者等就労支援特別事業利用変更決定通知書

先に申請のありました重度障害者等就労支援特別事業の利用について、下記のとおり変更を 決定しましたので通知します。

記

								1
重度訪問介護等 重度訪問介護等	□重度訪問介護			利用者				
	□同行援護			(保護者)				
の種類	口行動援護			氏名				
和田沽中				利用決定				
利用決定	年	月	日	に係る				
年月日				児童氏名				
	口通勤支援		>	《2人介助	(あり・	なし)		
	利用時間:	時間/週	(	時間/月)				
利用時間・利用期間	引 利用期間:	年	月	日から	年	月	日	まで
および決定内容	□職場等にお	3ける支援	>	《2人介助	(あり・	なし)		
	利用時間:	時間/週	(	時間/月)				
	利用期間:	年	月	日から	年	月	日	まで
利用者負担額	利用金額の1	割(生活	保護世	!帯および特	別区民	税非課	税世帯	は無料)
110244111710	·A	П	左の	<u></u> 上限月額 <i>σ</i>	)	年	月	日から
│利用者負担上限月額 │	· 日 日	円	適	用 期 間	]	年	月	日まで
特記事項					·			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、品川区を被告として(訴訟において品川区を 代表する者は品川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式(第10条関係)

〒 −	
品川区	
	様

お問い合せ先

干 品川区

電話

### 品川区重度障害者等就労支援特別事業利用決定取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

品川区長

品川区重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり利用決定を 取り消しましたので通知します。

記

利用者氏名	生年月日	年	月	В
利用決定取消日	利用決定に係る 障害児氏名			
取消理由				

利用決定通知書を品川区に返還してください。ただし、既に決定通知書を提出されている方は不要です。

返還先 品川区 住所

雷話番号

返還期限 年 月 日

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、品川区を被告として(訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えば、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月分 品川区重度障害者等就労支援特別事業提供実績記録票(重度訪問介護のみ)

19	支糸	合決定	官障官	害者氏名				生年月	B							事	業所番号	ļ-			
日 間 日	契	約支統	給量						<u> </u>						事そ	業者及 の事業	び 所				
日 間 日						重度訪問介	護計画	サービス	提供時間	算定明	寺間数	派	同			行動暗	我動介				
合計	日 付	曜日		供	•	終了	計画問	開始				遣人数	行支援	初回 加算	緊急時 対応 加算	害支援連携加算	護緊急 時支援 加算	利用者確認欄		備考	
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計			H																		
合計																					
合計			H																		
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計			H																		
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計																					
合計			H																		
合計				投動介	<b>雄</b> 公																_
												$\leftarrow$	-		_ 	_ 					
				μг							_	<b>/</b>	/	ш	124	H	Ш	_	林	r ph	枚

年 月分 品川区重度障害者等就労支援特別事業提供実績記録票(同行援護のみ)

支約	決定	障害	者等氏名				生年月日					事業所番号							
契約	約支約	合量				l.						事業その	美者及び り事業所						
				同	门行援護計	画	サービス打	是供時間		福			馭名吐						_
日 付	曜日		サービス 内容	開始時間	終了時間	計画 時間数	開始時間	終了時間	算定 時間	派遣人数	初加	回 算	緊急時 対応 加算	利用者 確認欄		1	備考		
_																			_
						計画 時間数計	内訳(適用単 100%	·価別) 90%	算定 時間数計			_							
			合計					V		/		口	口						

枚中

枚

年 月分 品川区重度障害者等就労支援特別事業提供実績記録票(行動援護のみ)

支給	決定	障害	害者等氏名				生年月日							事業所番号						
契約	約支約	合量											事業者その事	香及び 事業所						
П	n33		行	「動援護計	画	サービ	ス提供時間	har e	<u>.</u>	派	रंगाच	緊急時	行動障	-€-1 mm <del>- </del> -€-						
日付	曜日		開始 時間	終了時間	計画時間数	開始 時間	終了時間	算 <i>第</i> 時	正	派遣人数	初回 加算	緊急時 対応 加算	行動障 害支援 指導連 携加算	利用者確認欄			備考	Î		
			<u> </u>																	
			<u>'</u>																	
			<u> </u>																	
			<u> </u>																	
			<u> </u>																	
			<u> </u>																	
			'				$\bot$													
			'				$\bot$													
			'				$\bot$													
			<u> </u>																	
			<u> </u>																	
			<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>														
			<u> </u>			<u> </u>														
		Щ				<u> </u>														
				<u> </u>		<u> </u>														
						<u> </u>	<u> </u>													
			合計		計画時間数計			算知 時間数	定 数計		囯	旦	旦							

枚中

枚

請求金額	十億			百刀	万		千			F
	年			分						
5	請求事業	<u> </u> 費名			明細書	件数		金	額	
尺										
		合	章	<u></u>						
	<b>舍者等</b> 就				実施要綱	第15	条の規定			
	连者等就 1		援特別	事業等	実施要綱	第15	条の規定 		づき、上 年 月	
品川区重度障請求します。	住		援特別		実施要綱	第15	条の規定 			
請求します。	住(所有	.労支:	援特別	事業等	実施要綱	第15	条の規定			
請求します。	住(所有	労支:	援特別	事業等	実施要綱	第15	条の規定 			

				<u> </u>	区重	重度	障害	害者等	等就	党党	支援	受特	別	支援	費	明細	書						
																				左	Ę.		月分
									Γ	指	定事	業所者	番号										
利	用決定障害者等								請 才 事 業 者	ま事を	業者 この の		所										
	生年月日			年		月		月						坩	地域	区分							
	刊用者負担上限月額	الد الح	()r	h 41										ichic	/	, F	Lank	e →m /_1	. III ster	-			1
训	用者負担上限額管理!	事業	<b>ミ</b> 州:	名称									*	管理	結身	-	省	理結	果額	Į			
	サービス内容			サ	·Ľ	゛スコ	ード	Т	単位	达数		回数	+	ナーヒ	ごス当	<b></b> 色位	Π			指	· 一		
								+															
支援				_																			
費明																							
細欄				_				-				-					-						
			-	+	+	-	H	╂		+	╂	-			-	-							
				+			H	+			+					-							
				1			Ħ				T												
	(実施した重度訪問介護	į, [	司行打	爰護る	またに	は行動	動援割	隻のサ	ービ	スコー	ードを	記入	、する	らこと。	, )								
1	サービス利用日数					日	1																
	単位数		$\dashv$			T	1																
	単位数単価				円	/単位	]																
清求	総費用額①																						
額	利用者負担額				-		Į																
集計	3%調整額(①×0.03)			+-		<del> </del> -																	
闌	10%調整額(①×0.1) 調整後利用者負担額②		$\vdash$	+	+		ł																
1	酮蛋妆剂用有 具担領心				1		J																
	1)-2																						

# 委 任 状

品川区長 あて

						年	月	日
(委	任	者)	住所					
			氏名					

私は下記の者を代理人と定め、重度障害者等就労支援特別事業利用費に関する次の 権限を委任します。

		年	月	日
<b>5.4.</b> ₩	住所			_
受任者(事業者)	名称			_
	代表者氏名			_
	委任事項 当該事務所の履行業務に係る支	払金の記	青求につい	いて